JSW

第94回 定時株主総会
招集ご通知

開催日時 2020年６月24日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

開催場所 東京都品川区大崎一丁目11番１号
ゲートシティ大崎　ウエストタワー
地下１階　ゲートシティホール
※ 末尾の会場ご案内図をご参照ください。

郵送・インターネット等による議決権行使期限
2020年6月23日（火曜日）午後5時45分

○ 新型コロナウイルスへの感染が懸念される状況を踏まえ、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面またはインターネット等による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

○ 株主総会会場にご来場を予定される株主様におかれましては、健康状態にご留意いただき、ご高齢の方や基礎疾患のある方、体調がすぐれない方はご来場を見合わせることをご検討ください。
当日の会場ではマスクの常時着用等、ご自身及び周囲への感染予防にご協力をお願いいたします。

○ 今後の状況次第では、開催時間短縮や入場者数の制限等、運営方法を見直す可能性もございます。
詳細については、当社ホームページ(https://www.jsw.co.jp/)をご確認ください。

目 次

第94回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類
第１号議案 剰余金の処分の件 …… 5
第２号議案 取締役９名選任の件 …… 6
第３号議案 監査役１名選任の件 …… 13
第４号議案 社外取締役の報酬総額改定の件 …… 15
（添付書類）
事業報告 …… 16
連結計算書類 …… 52
計算書類 …… 54
監査報告書 …… 56

株式会社 日本製鋼所
証券コード：5631

証券コード　5631
2020年６月９日

株　主　各　位

東京都品川区大崎一丁目11番１号
株式会社 日本製鋼所
代表取締役社長　宮　内　直　孝

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

新型コロナウイルスへの感染が懸念される状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面またはインターネット等による議決権行使をご検討いただき、2020年６月23日（火曜日）午後５時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会会場にご来場を予定される株主様におかれましては、健康状態にご留意いただき、ご高齢の方や基礎疾患のある方、体調がすぐれない方はご来場を見合わせることをご検討ください。当日の会場ではマスクの常時着用等、ご自身及び周囲への感染予防にご協力をお願いいたします。

なお、今後の状況次第では、開催時間短縮や入場者数の制限等、運営方法を見直す可能性もございます。株主様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2020年６月24日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前９時を予定しております。）

2. 場　　所　東京都品川区大崎一丁目11番１号
ゲートシティ大崎　ウエストタワー
地下１階　ゲートシティホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

報告事項

1. 第94期（自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第94期（自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　社外取締役の報酬総額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものといたします。
(2) 議決権行使書面とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
(3) インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以　上

（お 願 い）

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様１名に限ることとさせていただきます。）

（お知らせ）

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ（https://www.jsw.co.jp/）に掲載しております。
（1）連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
（2）計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
なお、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、合わせて監査を受けております。

◎添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ（https://www.jsw.co.jp/）にて、修正後の内容を開示いたします。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（5頁から15頁まで）をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 **2020年６月24日（水曜日）午前10時**

会 場 **ゲートシティ大崎　ウエストタワー**
地下１階　ゲートシティホール
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

代理人によるご出席について
当社の議決権を有する他の株主様１名を代理人にご指定のうえ、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
ご返送ください。

行使期限 **2020年６月23日（火曜日）午後５時45分到着分まで**



インターネット等による議決権行使の場合

議決権行使ウェブサイトで議案に対する賛否をご入力いただき、
ご送信ください。

行使期限 **2020年６月23日（火曜日）午後５時45分まで**

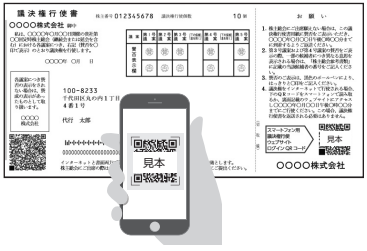
詳細は次頁をご参照ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

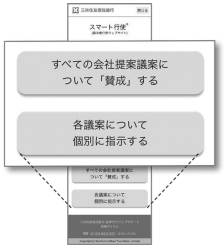
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

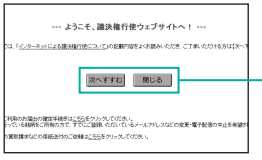
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

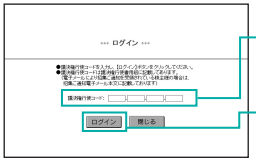
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

▼「アクセス用QRコード」



「次へすすむ」をクリック

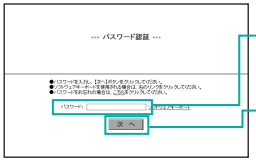
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）
（受付時間　午前9時～午後9時）

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社の利益配分につきましては、安定的かつ継続的な配当の実施とその向上を基本姿勢としております。また、企業価値及び株主価値の向上のため、現有事業の安定的な収益力の確保と新事業・新製品伸長に向けた設備投資、研究開発投資を進めるほか、財務体質の改善にも努めてまいります。

当社は、毎事業年度における配当について、期間業績に応じるほか、株主に対する責務との認識も踏まえ、期末配当に加えて中間配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針を勘案し、１株につき17.5円といたしたいと存じます。

これにより、中間期末の配当27.5円と合わせた年間配当は、45円となります。

(1) 配当財産の種類
　　金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金17.5円　総額1,286,757,798円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　2020年６月25日

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。また、各取締役候補者に関する事項は、７頁から12頁に記載のとおりであります。

候補者番号	氏　名		備　考	
1	宮内 直孝（みやうち なおたか）	再任		
2	松尾 敏夫（まつお としお）	再任		
3	柴田 尚（しばた たかし）	再任		
4	出口 淳一郎（でぐち じゅんいちろう）	再任		
5	岩本 隆志（いわもと たかし）	再任		
6	菊地 宏樹（きくち ひろき）	新任		
7	出川 定男（でがわ さだお）	再任	社外取締役候補者	独立役員
8	中西 義之（なかにし よしゆき）	新任	社外取締役候補者	独立役員
9	三井 久夫（みつい ひさお）	新任	社外取締役候補者	独立役員

（注）1.　各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2.　７頁から12頁の各取締役候補者に関する事項で記載している取締役会の開催回数には、書面決議は含んでおりません。

候補者番号 1　宮内 直孝（みやうち なおたか）　再任

- 生年月日：1958年1月30日生
- 取締役会への出席状況：100%（15/15回）
- 略歴並びに当社における地位及び担当

1981年 4月　当社入社
2011年 4月　当社広島製作所副所長
2013年 4月　当社執行役員、広島製作所長
2015年 4月　当社常務執行役員、産業機械事業部副事業部長（機械事業ユニット長）
2016年 4月　当社特機本部管掌、機械事業部長
2016年 6月　当社取締役常務執行役員
2017年 4月　当社代表取締役社長（現任）

- 所有する当社の株式の数：16,077株
- 重要な兼職の状況：—
- 取締役候補者とした理由

宮内直孝氏は、産業機械事業分野の経営に携わった後、2017年4月から代表取締役社長として当社グループの重要事項の意思決定、業務執行の監督の役割を担い、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。引き続き、当社グループ全体を牽引し、企業価値を持続的に向上させていくことに適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号 2　松尾 敏夫（まつお としお）　再任

- 生年月日：1962年3月6日生
- 取締役会への出席状況：93.3%（14/15回）
- 略歴並びに当社における地位及び担当

1984年 4月　当社入社
2013年 4月　当社広島製作所副所長
2015年 4月　当社広島製作所長
2016年 4月　当社執行役員
2017年 4月　当社常務執行役員、成形機事業部長、広島製作所管掌
2017年 6月　当社取締役常務執行役員
2020年 4月　当社代表取締役副社長（現任）、安全保障輸出管理管掌（現任）、樹脂機械事業部・成形機事業部・産業機械事業部管掌（現任）、名機製作所担当（現任）

- 所有する当社の株式の数：8,327株
- 重要な兼職の状況：—
- 取締役候補者とした理由

松尾敏夫氏は、長年産業機械事業分野に携わり、広島製作所長として製造現場での広範囲にわたる管理運営を担った後、2017年4月に成形機事業部長に就任してからは同事業全体の管理運営を担うなど、同事業分野における卓越した技術的知見と経験、実績を有しております。また、2020年4月からは代表取締役副社長として経営全般にわたる経験も有しております。これらの豊富な経験と実績をもとに、経営戦略の実現、品質・顧客満足度の向上を図るとともに、事業部門の監督を行うのに引き続き適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号 3　柴田（しばた）　尚（たかし）　再任

- 生年月日：1958年９月17日生
- 取締役会への出席状況：100%（15/15回）
- 略歴並びに当社における地位及び担当

1984年４月　当社入社
2011年４月　当社室蘭製作所副所長
2013年４月　当社執行役員、室蘭製作所長
2015年４月　当社常務執行役員
2016年４月　当社風力室管掌、鉄鋼事業部長
2016年６月　当社取締役常務執行役員（現任）
2017年10月　当社新事業推進本部長（現任）
2018年４月　当社技術・品質担当（現任）

- 所有する当社の株式の数：9,689株
- 重要な兼職の状況：―

- 取締役候補者とした理由

柴田尚氏は、長年素形材・エネルギー事業分野に携わり、鉄鋼事業部長として同事業全体の管理運営を担った後、2017年10月から新事業推進本部長として新事業の育成に取り組んでおり、豊富な経験と実績を有しております。これらの豊富な経験と実績をもとに、当社グループの技術・品質の更なる向上を図るとともに、新事業推進本部の監督を行うのに引き続き適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号 4　出口（でぐち）　淳一郎（じゅんいちろう）　再任

- 生年月日：1958年９月２日生
- 取締役会への出席状況：100%（15/15回）
- 略歴並びに当社における地位及び担当

1981年４月　当社入社
2013年４月　当社室蘭製作所副所長
2015年４月　当社執行役員、鉄鋼事業部副事業部長
2017年10月　当社人事教育部長
2018年４月　当社CSR・リスク管理担当（現任）、安全保障輸出管理担当（現任）、安全衛生管理・環境管理担当（現任）、秘書室・総務部管掌
2018年６月　当社取締役執行役員
2018年７月　当社総務部担当（現任）、秘書室長（現任）
2019年４月　当社取締役常務執行役員（現任）
2020年４月　当社CISO（現任）、情報システム室・人事教育部担当（現任）

- 所有する当社の株式の数：8,655株
- 重要な兼職の状況：―

- 取締役候補者とした理由

出口淳一郎氏は、長年素形材・エネルギー事業分野に携わり、鉄鋼事業部副事業部長として広範囲な管理運営を担った後、2017年10月に人事教育部長に就任してからは、当社グループの人事・労務の管理運営を担うなど、豊富な経験と実績を有しております。引き続き、これらの豊富な経験と実績をもとに、取締役会の構成員として情報の共有化を図り、取締役会の意思決定機能を強化するとともに、監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としております。

候補者番号 5　岩本 隆志（いわもと たかし）　再任

- 生年月日：1959年５月８日生
- 取締役会への出席状況：100%（15/15回）
- 略歴並びに当社における地位及び担当

1983年 ４月　当社入社
2013年 ４月　当社室蘭製作所副所長
2016年 ４月　当社執行役員、室蘭製作所長
2017年10月　当社鉄鋼事業部長
2018年 ６月　当社取締役執行役員
2020年 ４月　当社取締役常務執行役員（現任）、日本製鋼所M&E株式会社代表取締役社長（現任）

- 所有する当社の株式の数：6,329株
- 重要な兼職の状況：―

- 取締役候補者とした理由

岩本隆志氏は、長年素形材・エネルギー事業分野に携わり、室蘭製作所長として製造現場を含め広範囲の管理運営を担い、2017年10月に鉄鋼事業部長に就任してからは、同事業全体の管理運営も担うなど、豊富な経験と実績を有しております。また、2020年４月からは日本製鋼所M&E株式会社の代表取締役社長として同社の経営全般にわたる経験も有しており、これらの豊富な経験と実績をもとに、経営戦略の実現、品質・顧客満足度の向上を図るとともに、事業部門の監督を行うのに引き続き適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号 6　菊地 宏樹（きくち ひろき）　新任

- 生年月日：1961年５月12日生
- 取締役会への出席状況：―
- 略歴並びに当社における地位及び担当

1985年 ４月　株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行
2009年 ４月　株式会社三井住友銀行八王子法人営業部長
2012年 ４月　同行日本橋東法人営業部長
2015年 ４月　当社入社
2015年 ７月　当社総務部長
2016年 ４月　当社秘書室長
2018年 ４月　当社執行役員（現任）
2018年 ７月　当社経営企画室長（現任）
2020年 ４月　当社CFO（現任）、経理部担当（現任）、事業開発室長（現任）

- 所有する当社の株式の数：4,143株
- 重要な兼職の状況：―

- 取締役候補者とした理由

菊地宏樹氏は、金融機関における営業の職務経験に加え、当社入社後は総務部長、秘書室長、経営企画室長などを歴任した後、2020年４月からはCFO、経理部などを担当し、企業経営全般にわたる豊富な経験と実績を有しております。これらの豊富な経験と実績をもとに、取締役会の構成員として情報の共有化を図り、取締役会の意思決定機能を強化するとともに、監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としております。

候補者番号 7

出川定男（でがわさだお）

再任　社外取締役候補者　独立役員

- 生年月日：1951年７月20日生
- 取締役会への出席状況：100%（15/15回）
- 略歴並びに当社における地位及び担当

1977年４月	石川島播磨重工業株式会社（現 株式会社IHI）入社
2009年６月	同社取締役執行役員
2011年４月	同社取締役常務執行役員
2012年４月	同社代表取締役副社長
2015年10月	同社代表取締役副社長兼副社長執行役員（2016年３月退任）
2016年４月	同社取締役（2016年６月退任）
2016年６月	同社顧問（2020年６月退任予定）
2016年６月	西芝電機株式会社社外取締役（2020年３月退任）
2018年６月	当社取締役（現任）

- 所有する当社の株式の数：1,950株
- 重要な兼職の状況：―

社外取締役候補者とした理由

出川定男氏は、国際的な製造業の経営経験者で、豊富な企業経営の実績を備えております。引き続き、技術的知見を取締役会に反映していただくとともに、独立した客観的立場から、当社経営全般を監督し、重要事項決定に参画いただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としております。

独立性に関する事項

出川定男氏は、当社の取引先である株式会社IHIの代表取締役副社長兼副社長執行役員を2016年３月まで務め、同社の取締役を2016年６月まで務めておりましたが、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.2%と僅少であります。

したがって、出川定男氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（14頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

（注）1. 出川定男氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 出川定男氏が2016年６月まで取締役として在任しておりました株式会社IHIが、遅くとも2009年１月以降、民間航空機エンジンの整備事業に関し、国土交通省の基準に違反する不適切な行為を行っていた事実が判明しました。同社は2019年４月９日、国土交通省より業務改善命令を受けました。出川定男氏は同社取締役在任中、豊富な経験と高い見識に基づき、平素より法令順守や内部統制の重要性について提言を適宜行うなど、コンプライアンス経営の視点に立ちその職責を適切に遂行しておりました。

3. 出川定男氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。

4. 当社は出川定男との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号 8

中西 義之（なかにし よしゆき）

新任　社外取締役候補者　独立役員

- 生年月日：1954年11月３日生
- 取締役会への出席状況：―
- 略歴並びに当社における地位及び担当

1978年４月	大日本インキ化学工業株式会社（現DIC株式会社）入社
2010年４月	DIC株式会社執行役員
2011年６月	同社取締役執行役員
2012年４月	同社代表取締役社長執行役員（2017年12月退任）
2018年１月	同社取締役会長（現任）
2020年６月	株式会社IHI社外取締役（就任予定）

- 所有する当社の株式の数：0株
- 重要な兼職の状況：DIC株式会社取締役会長

社外取締役候補者とした理由

中西義之氏は、国際的な製造業の経営経験者で、製品戦略企画、技術開発、製造現場などの広範囲にわたる管理運営を経験し、豊富な企業経営の実績を備えております。経営的知見を取締役会に反映していただくとともに、独立した客観的立場から、当社経営全般を監督し、重要事項決定に参画いただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としております。

独立性に関する事項

中西義之氏は、当社の取引先であるDIC株式会社の代表取締役社長執行役員を2017年12月まで務め、現在は同社取締役会長を務めておりますが、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.1％未満と僅少であります。

したがって、中西義之氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（14頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

（注）1. 中西義之氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
2. 中西義之氏の選任が承認された場合、当社は中西義之氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。
3. 中西義之氏は、2020年６月25日開催の株式会社IHIの第203回定時株主総会で同社社外取締役に就任予定であります。

候補者番号 9

三井久夫（みついひさお）

新任　社外取締役候補者　独立役員

- 生年月日：1953年２月20日生
- 取締役会への出席状況：―
- 略歴並びに当社における地位及び担当

1978年４月　花王石鹸株式会社（現 花王株式会社）入社
2006年６月　花王株式会社執行役員
2010年６月　同社取締役執行役員
2012年６月　同社取締役常務執行役員（2014年３月退任）
2015年４月　独立行政法人製品評価技術基盤機構監事（2019年６月退任）
2020年６月　株式会社リブドゥコーポレーション社外監査役（就任予定）

- 所有する当社の株式の数：0株
- 重要な兼職の状況：―

社外取締役候補者とした理由

三井久夫氏は、国際的な製造業の経営経験者で、豊富な企業経営の実績を備えております。経営的知見を取締役会に反映していただくとともに、独立した客観的立場から、当社経営全般を監督し、重要事項決定に参画いただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としております。

独立性に関する事項

三井久夫氏は、当社の取引先である花王株式会社の取締役常務執行役員を2014年３月まで務めておりましたが、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.1％未満と僅少であります。

したがって、三井久夫氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（14頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

（注）1. 三井久夫氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
2. 三井久夫氏の選任が承認された場合、当社は三井久夫氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。
3. 三井久夫氏は、2020年６月25日開催の株式会社リブドゥコーポレーションの第56回定時株主総会で同社社外監査役に就任予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役 増田格氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

三澤 浩司（みさわ ひろし）

新任　社外監査役候補者　独立役員

- 生年月日：1957年５月20日生
- 所有する当社の株式の数：0株
- 重要な兼職の状況：三井住友トラスト・ビジネスサービス株式会社監査役
- 略歴及び当社における地位

1981年 ４月	三井信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）入社
2008年 ７月	中央三井アセット信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）執行役員
2011年 ２月	同社常務執行役員
2012年 ４月	三井住友信託銀行株式会社常務執行役員
2012年 ７月	同社顧問（2012年９月退任）
2012年10月	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社取締役副社長（2016年３月退任）
2016年 ４月	三井住友信託銀行株式会社監査役（2017年３月退任）
2017年 ４月	同社顧問（2017年６月退任）
2017年 ６月	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社取締役会副議長兼取締役監査委員（2019年６月退任）
2019年 ６月	三井住友トラスト・ビジネスサービス株式会社監査役（現任）

- 社外監査役候補者とした理由

三澤浩司氏は、金融機関において長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておられるほか、経営者及び監査役経験もあることから、その経験と見識をもとに、当社の経営全般に対し中立的かつ客観的立場から監査意見を述べていただけると判断し、社外監査役候補者としております。

- 独立性に関する事項

三澤浩司氏は、当社と取引関係のある金融機関出身ですが、直近事業年度末における当社の総資産に対する借入金の比率は約19%と低いうえ、当社は複数の金融機関との間で取引の分散化・平準化を行っており、直近事業年度末における当該金融機関からの借入が借入総額に占める割合は9.5%と他の金融機関に比して著しく高いものではありません。

また、三井住友信託銀行株式会社は当社の株主ですが、その議決権保有比率は2.2%であります。

したがって、三澤浩司氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（14頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

（注）1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 三澤浩司氏は社外監査役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、各監査役との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第36条の規定に基づき会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。三澤浩司氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

（ご参考）株式会社日本製鋼所　社外役員の独立性に関する基準

当社における社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）が独立性を有する社外役員（以下、「独立社外役員」という）と判断するためには、以下の項目のいずれにも該当しないことが必要である。

①当社を主要な取引先とする者※1またはその業務執行者
②当社の主要な取引先※2またはその業務執行者
③当社の資金調達において必要不可欠であり、突出して高いシェアを有する金融機関の業務執行者
④直近事業年度において当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
⑤当社の大株主（総議決権の10％以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
⑥過去３年間において上記①～⑤に該当していた者
⑦上記①～⑥に該当する者（重要な地位にある者※3に限る）の配偶者または二親等以内の親族

但し、仮に上記①～⑦のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立社外役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外役員とすることができるものとする。

※1　当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の５％を超える額の支払いを当社から受けた者をいう。
※2　当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の５％を超える額の支払いを当社に行っている者をいう。
※3　重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、部長職以上の上級管理職にある使用人、監査法人に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士等をいう。

第４号議案　社外取締役の報酬総額改定の件

当社の取締役の報酬総額は、2018年６月26日開催の第92回定時株主総会において、年額４億8,000万円以内（うち社外取締役の報酬総額は年額3,500万円以内）としてご承認いただき今日に至っております。

今般、コーポレート・ガバナンスの強化に伴う取締役会の構成の変化など諸般の事情を考慮し、本総会第２号議案（取締役９名選任の件）が原案どおり承認可決され、社外取締役の員数が２名から３名に増員されることを条件として、取締役の報酬総額（年額４億8,000万円以内）は変更せずに、社外取締役の報酬総額のみを年額3,500万円以内から年額5,000万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、上記の取締役の報酬総額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとし、賞与につきましても、従来どおり年額４億8,000万円の報酬枠の範囲内にて支給することといたします。

また、現在の取締役は９名（うち社外取締役２名）でありますが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は９名（うち社外取締役３名）となり、取締役の員数には変更ありません。

以　上

事業報告（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当連結会計年度における海外経済は、米中貿易摩擦の影響を主要因とした米国製造業の停滞や中国経済の減速に加え、英国のEU離脱や中東における地政学リスクの高まりなど、景気減速が強まる状況が続きました。わが国経済も、海外経済の減速に伴い輸出は低迷し、内需においては消費増税の影響が見られるなど、景気は低調に推移しました。さらに、第４四半期には、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が抑制され、製造業の操業停止、物流停滞や渡航制限が生じ、わが国を含む世界全体で景気が急速に悪化しました。

当社グループを取り巻く経営環境は、産業機械事業では、自動車分野向け樹脂製品の需要減速や中国での車載用リチウムイオン電池素材の市場停滞が続き、素形材・エネルギー事業では、大型鋳鍛鋼品の市場規模縮小に加え、天然ガスの需要拡大に伴い回復が期待されたクラッド鋼板・鋼管においても価格競争が激化するなど、厳しい状況が続きました。

このような状況のもとではありますが、当社グループでは「産業機械で『成長』、素形材・エネルギーは『新生』」をコンセプトとして掲げ、2018年５月に策定した2021年３月期までの３ヵ年の中期経営計画（JGP2020）に沿って、①経営資源の最適化とアライアンスの強化、②アフターサービス（ストック型ビジネス）の強化、③新事業探索、育成の活性化の３つを基本方針とした事業活動を推進してまいりました。

当社グループにおける当連結会計年度の業績につきましては、受注高は、素形材・エネルギー事業は増加したものの、産業機械事業が減少し、2,115億71百万円（前年同期比2.1％減）となりました。売上高は、産業機械事業及び素形材・エネルギー事業が共に前年同期並みの実績を確保し、2,175億27百万円（前年同期比1.2％減）となりました。損益面では、営業利益は187億９百万円（前年同期比23.0％減）、経常利益は199億７百万円（前年同期比28.7％減）となりました。また、前連結会計年度は固定資産売却による特別利益を計上した一方、当連結会計年度は株式市場全体の株価下落により投資有価証券評価損を計上したこと及び既設の風力発電機の保守・補修等のメンテナンス事業における追加費用として事業再構築引当金繰入額を特別損失に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は93億10百万円（前年同期比53.4％減）となりました。

事業のセグメント別の状況は次のとおりであります。

（産業機械事業）

受注高は、樹脂製造・加工機械及び成形機が減少したことから、1,626億51百万円（前年同期比7.5%減）となりました。

売上高は、樹脂製造・加工機械が増加したものの、成形機及びFPD装置が減少したことから、1,714億16百万円（前年同期比1.3%減）となりました。

営業利益は、売上製品構成の変化などにより、192億72百万円（前年同期比18.3%減）となりました。

（素形材・エネルギー事業）

受注高は、鋳鍛鋼製品及びクラッド鋼板・鋼管が共に増加したことから、449億91百万円（前年同期比31.8%増）となりました。

売上高は、鋳鍛鋼製品及びクラッド鋼板・鋼管が共に前年同期並みの実績を確保し、414億18百万円（前年同期比0.4%増）となりました。

営業利益は、減価償却費の増加などにより、24億84百万円（前年同期比7.1%減）となりました。

（その他事業）

受注高は39億28百万円、売上高は46億91百万円、営業損失は１億46百万円となりました。

（事業別受注高）

部　　門	第93期（前連結会計年度）（2018年度）		第94期（当連結会計年度）（2019年度）		増減（百万円）
	金額（百万円）	比率（%）	金額（百万円）	比率（%）	
産業機械事業	175,757	81	162,651	77	△13,105
素形材・エネルギー事業	34,123	16	44,991	21	10,867
その他事業	6,274	3	3,928	2	△2,346
合　　計	216,155	100	211,571	100	△4,584

（事業別売上高）

部　　門	第93期（前連結会計年度）（2018年度）		第94期（当連結会計年度）（2019年度）		増減（百万円）
	金額（百万円）	比率（%）	金額（百万円）	比率（%）	
産業機械事業	173,648	79	171,416	79	△2,231
素形材・エネルギー事業	41,251	19	41,418	19	166
その他事業	5,252	2	4,691	2	△561
合　　計	220,153	100	217,527	100	△2,626

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、105億85百万円であります。その主なものは、広島製作所及び室蘭製作所の機械加工設備等の維持更新投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資及び社債発行による資金調達はありません。

(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等の状況

当社は、2019年４月１日付で、当社の100％子会社である日鋼情報システム株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

なお、当社は、当連結会計年度後の2020年４月１日を効力発生日として、素形材・エネルギー事業並びにその他事業に含まれる風力発電機器保守サービスの技術部門を、吸収分割により、当社100％子会社である日鋼MEC株式会社に承継しております。また、日鋼MEC株式会社は同日付で、いずれも当社の100％子会社である株式会社日鋼機械センター、日鋼検査サービス株式会社、株式会社J-Winの３社を消滅会社とする吸収合併を行い、商号を日本製鋼所M&E株式会社に変更しております。

また、当社は、当連結会計年度後の2020年４月１日を効力発生日として、当社の100％子会社である株式会社名機製作所を消滅会社とする吸収合併を行っております。

(5) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の停滞により、当面は世界的な景気減速が見込まれます。中国、米国及び欧州など、一部で経済活動の再開に向けた動きはあるものの、感染拡大の収束時期が見通せず、海外経済及び日本経済の先行きは不透明な状況となっております。

当社グループを取り巻く経営環境は、産業機械事業では、短期的には自動車分野向け樹脂製品需要は低い水準で推移すると共に、車載用リチウムイオン電池素材の市場停滞が予想されますが、更なるコスト削減や新製品の開発により製品競争力の強化を図ってまいります。素形材・エネルギー事業では、鋳鍛鋼製品の市場規模縮小とクラッド鋼板・鋼管の競争激化により、厳しい事業環境が継続すると見込まれますが、2020年４月に設立した日本製鋼所M&E株式会社を中心に、事業体質の強化を着実に進めてまいります。

また、当社グループとしては、新型コロナウイルス感染拡大による経営への影響を最小限に抑えるべく、資金管理、生産・在庫の確認やサプライチェーンの確保等の措置を講じると共に、新型コロナウイルスの感染拡大収束後の市場動向を見据えて、引き続き中期経営計画（JGP2020）の基本方針に基づく施策を推進してまいります。

2021年３月期の連結業績予想につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を精査中であり、現時点では合理的な算定が困難であるため未定といたします。今後、連結業績予想の算定が可能となった時点で速やかに開示いたします。

当社グループは、2021年３月期を最終年度とする３ヵ年の中期経営計画「JGP2020」を推進しております。中期経営計画の進捗は以下のとおりです。

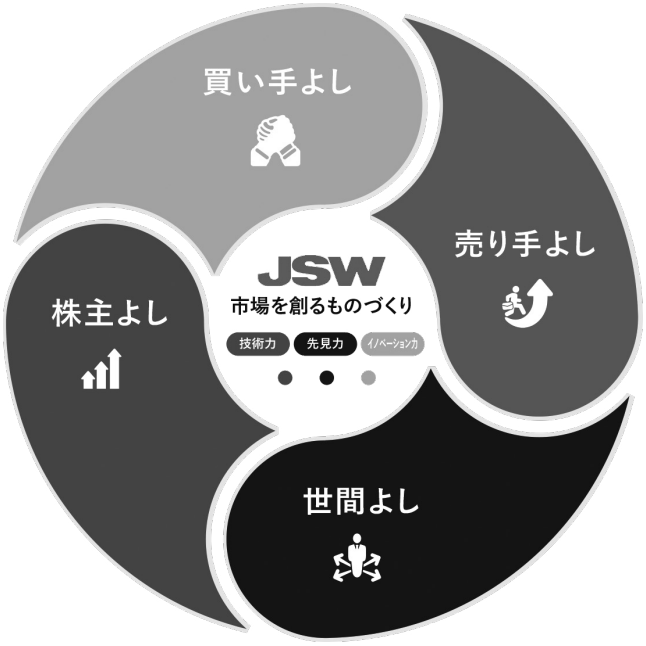
＜中期経営計画「JGP2020」の進捗について＞

1）「JGP2020」における当社グループのミッションは以下のとおりであります。

○ミッション

「ものづくり」と「価値づくり」で安定成長企業を目指し、「買い手よし（顧客満足）」、「売り手よし（従業員満足）」、「世間よし（社会的責任遂行）」、「株主よし（株主満足）」の四方よしの精神で社会に貢献する。

＜JSWの四方よし経営＞



「ものづくり」＆「価値づくり」で安定成長企業を目指す。

2）「JGP2020」においては、「産業機械で『成長』、素形材・エネルギーは『新生』」をコンセプトとして、2030年を見据えた基盤を構築するべく、３つの基本方針を掲げて事業に取り組んでまいります。

① 経営資源の最適化とアライアンスの強化

グループ経営資源の適切な配分を目的とし、素形材・エネルギー事業については売上規模に見合った経営資源の配分見直しを行う一方、産業機械事業には重点的に経営資源を配分してまいります。

また、将来の新たな収益源を確保すべく、アライアンスやM&Aにも積極的に資金を投入し、事業規模の拡大を図ります。

② アフターサービス（ストック型ビジネス）の強化

安定収益の確保と顧客満足度の向上を目指して、産業機械事業を中心にサービス体制の基盤を強化し、単純なサービス提供からソリューション提案への転換を図ることで、更なる成長・拡大を進めてまいります。

また、次の事業への礎となるよう、サービス事業を通じて顧客との強固な信頼関係を構築します。

③ 新事業探索、育成の活性化

今後新たな事業として成長が期待できる「航空機」、「水素」、「結晶」、「成膜」、「機能材料」、「金属材料」の６事業の早期事業化を図るとともに、更なる新事業テーマの探索と育成も積極的に推進してまいります。

3）上記の基本方針に基づき、以下の事業戦略を着実に推進してまいります。

［産業機械事業］

産業機械事業については、「攻めの経営」による事業領域拡大のための種まきと育成がJGP2020における基本戦略となります。

主な事業戦略は次のとおりです。

○フィルム・シート製造装置

・セパレータフィルム製造用途を中心とした旺盛な需要に対応する生産設備の増強を早期に実施します。

・総合フィルム装置メーカーとして包装材、工業材、光学系用途においても事業拡大を図ります。

○射出成形機

・「マス・カスタマイゼーション戦略（※)」により、ゆるぎないJSW成形機ブランド力を確立します。

（※）共通化された基本部分をベースに、地域、顧客ニーズに対応したカスタム仕様の機械を提供し差別化を図る戦略。

・IoT等を活用した提案型サービスにより顧客満足度を向上させ、予防保全・保守による収益拡大を図ります。

○レーザーアニール装置

・既存製品の差別化による製品競争力強化およびサービス事業拡大により収益力の更なる向上を図ります。

・競争力のあるコア技術の確保を通じ、フラットパネルディスプレイ関連の新製品創出に取り組みます。

［素形材・エネルギー事業］

素形材・エネルギー事業については、既存製品は現状事業規模で安定黒字化を目指し、新たな成長機会の発掘と早期育成を推進することがJGP2020における基本戦略となります。

主な事業戦略は次のとおりです。

○月島機械株式会社と製造分野で協業

・室蘭製作所において月島機械株式会社との製造分野での協業に向けた体制構築を進めてまいります。

○固定費の改善

・室蘭製作所グループ人員の更なる圧縮をはじめ、売上規模に見合ったコスト構造改革の実現に向けた施策を継続してまいります。

○新事業の早期事業化

・室蘭製作所で長年培ってきた素材に関わる知見を活かしつつ、既存製品に代わる新たな事業を育成し、将来に向けた成長基盤の整備を目指します。

4）2020年３月期までに実施又は計画した具体的な施策は以下の通りであります。

［産業機械事業］

○フィルム・シート製造装置の事業規模拡大に向けた取り組み

・セパレータフィルム製造用途を中心とした中長期的な需要拡大に対応するための生産設備増強を実施し、事業規模拡大に向けた体制を確立しました。

・2018年４月より株式会社ジーエムエンジニアリングとの資本業務提携を開始しておりましたが、2019年４月には同社株式を追加で取得し、連結子会社化しております。同社は、食品用途を中心とした中小型シート装置に強みを有します。大型のフィルム装置に強みを持つ当社とのシナジーにより事業拡大を早期に推進してまいります。

・当社は、2019年11月にニチユマシナリー株式会社の全株式を取得し、連結子会社化しております。同社は、樹脂フィルム・シート等の生産ライン向けに巻取機を製造・販売し、国内外に事業を展開しております。当社は、フィルム・シート製造装置のフルライン提供力の強化を目的として、同社を吸収合併する方針を決定しました。合併を機に、経営資源の活用・最適配置による生産性向上と販売・サービス体制の強化を図ってまいります。

○大型射出成形機の生産体制拡充に向けた取り組み

・当社の完全子会社である株式会社名機製作所は、自動車関連向けの大型射出成形機を軸として堅調に事業を展開しております。自動車産業では、今後も部品の樹脂化によって大型射出成形機の需要拡大が予想されます。こうした需要に的確に対応すべく、株式会社名機製作所を2020年４月１日付で吸収合併しました。今後も、グループ経営資源の最適配分による生産能力の増強を図ってまいります。

［素形材・エネルギー事業］

○日本製鋼所M&E株式会社の設立

・素形材・エネルギー事業の現状規模での安定黒字体制確立を目的として、室蘭製作所を中心とする組織再編を実施し、2020年４月１日付で日本製鋼所M&E株式会社を設立しました。今後は、鋳鍛鋼製品の製品ポートフォリオの転換による成長分野へのシフト、クラッド鋼板・鋼管の競争力強化、第三の柱であるトータルエンジニアリングサービス事業（TES事業）の育成に取り組んでまいります。

○クラッド鋼板・鋼管の競争力強化

・天然ガスの需要増加に伴い伸長が期待されるクラッド鋼板・鋼管の競争力強化を目的として、2019年３月期から2022年３月期までの４ヵ年計画で設備投資を進めております。

○月島機械株式会社と製造分野での協業開始および強化

・月島機械株式会社との製造分野での協業に向け、月島機械市川工場の製造機能について、当社室蘭製作所構内の第４鉄構工場他への移設を進めておりましたが、2019年４月には月島機械室蘭工場として操業を開始しました。また、2019年12月には協業の範囲拡大を伴う関係の強化について合意しております。当社としては、同社が有するエンジニアリング・サービス分野における豊富なノウハウの活用により、TES事業の育成に取り組んでまいります。

［その他事業］

○銅合金等の溶解・鋳造加工を行う合弁会社設立

・当社とJX金属株式会社とは、銅合金の溶解・鋳造加工を行う室蘭銅合金株式会社を2019年８月に設立しました。同社の設立により、従来の鉄鋼製品に加えて、高機能金属素材分野における事業拡大を推進し、素形材・エネルギー事業の再構築を加速してまいります。

○情報技術の機能強化

・機械学習等の先端的な情報技術の機能強化を目的として、当社の完全子会社である日鋼情報システム株式会社を2019年４月１日付で吸収合併しました。情報システム部門を同一組織内に置くことで、IoT等の情報技術活用に関する体制を固め、製品価値・サービス価値の向上を図ってまいります。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第91期 (2016年度)	第92期 (2017年度)	第93期 (2018年度)	第94期 (当連結会計年度) (2019年度)
受注高 (百万円)	177,585	235,685	216,155	211,571
売上高 (百万円)	212,469	211,700	220,153	217,527
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△4,968	10,712	19,966	9,310
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	△67.61	145.77	271.69	126.66
総資産 (百万円)	275,315	297,365	305,471	297,173

(注) 1. 2016年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施したため、第91期の1株当たり当期純損失は、期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。
2. 第93期の期首よりセグメント区分の変更を実施したため、第92期の期首に当該セグメント変更が行われたものと仮定して各種数値を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日) 等を第93期の期首から適用しており、第92期については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第91期 (2016年度)	第92期 (2017年度)	第93期 (2018年度)	第94期 (当期) (2019年度)
受注高 (百万円)	130,502	181,555	160,553	154,596
売上高 (百万円)	166,722	160,787	165,624	162,073
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△8,260	8,559	17,129	6,594
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	△112.40	116.48	233.08	89.71
総資産 (百万円)	242,353	259,342	263,005	253,298

(注) 1. 2016年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施したため、第91期の1株当たり当期純損失は、期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。
2. 第93期の期首よりセグメント区分の変更を実施したため、第92期の期首に当該セグメント変更が行われたものと仮定して各種数値を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日) 等を第93期の期首から適用しており、第92期については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況（2020年３月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
JSW ITサービス株式会社	110百万円	100	レーザーアニール装置の修理・改造・メンテナンス
JSWアフティ株式会社	100百万円	100	電気・電子部品に関わる膜成形及び膜加工並びに検査・搬送装置の製造・販売・検査・据付・保守
ファインクリスタル株式会社	80百万円	100	人工水晶及び加工製品の製造・販売
株式会社日鋼機械センター	100百万円	100	鉄鋼製品の機械加工及び仕上組立、産業機械等の製作・改造・修理、加工機械の整備
日鋼MEC株式会社	60百万円	100	工場設備の据付・維持保全、各種機械・機器の設計、各種溶接構造物の製造・販売、各種鋳鋼品・鋼板・鋼管の製造・加工・販売、鋳鋼品製造用資材の販売
日鋼テクノ株式会社	100百万円	100	鉄・非鉄金属素材、特殊合金材料の機械加工・仕上・組立及び加工品の製造・販売
株式会社タハラ	50百万円	100	中空成形機・印刷機械・製袋機及び工作機械器具の製造・販売
日鋼YPK商事株式会社	350百万円	100	プラスチック射出成形機、樹脂機械、工作機械、半導体製造装置、一般産業機械、鋼板、鋳鍛鋼製品及び製鋼用原料等の売買及び輸出入業
株式会社名機製作所	100百万円	100	プラスチック射出成形機、ホットプレス、金型、周辺機器等の製造・販売
日鋼特機株式会社	100百万円	100	防衛関連機器等の整備、部品の販売
株式会社ジーエムエンジニアリング	40百万円	82.25	プラスチック用シート装置・押出成形機等、ダイ及び付属装置の設計・製造及び販売
室蘭銅合金株式会社	100百万円	51	銅合金の溶解及び鋳造

会　社　名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
Japan Steel Works America, Inc.	100万米ﾄﾞﾙ	100	機械製品及び鉄鋼製品の販売並びに調達業務
JSW Plastics Machinery (Shenzhen) Co., Ltd.	100万香港ﾄﾞﾙ	100	射出成形機の販売・保守・改造
JSW Machinery Trading (Shanghai) Co., Ltd.	5,580千人民元	100	機械設備及び部品の販売・据付・保守、金属材料の販売・輸出入
JSW Machinery (Ningbo) Co., Ltd.	450万米ﾄﾞﾙ	100	一般機械設備及び部品の製造・加工・据付・保守
SM PLATEK CO., LTD.	5,000万ウォン	95	二軸混練押出機の製造・販売
THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE.LTD.	400万シンガポールドル	100	プラスチック射出成形機の販売・技術サービス及び部品販売、鉄鋼製品の販売

（注）1. 日鋼情報システム株式会社は、2019年４月１日をもって、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、重要な子会社から除外しております。
2. 当社は、持分法適用関連会社であった株式会社ジーエムエンジニアリングの株式を2019年４月１日付で追加取得したことにより、同社を連結の範囲に含めたため、重要な子会社に追加しております。
3. 当社は、2019年８月１日付で室蘭銅合金株式会社を新たに設立し、同社を連結の範囲に含めたため、重要な子会社に追加しております。
4. 非連結子会社であったJSW Plastics Machinery (Shenzhen) Co.,Ltd.、JSW Machinery Trading (Shanghai) Co.,Ltd.及びJSW Machinery (Ningbo) Co.,Ltd.は、重要性が増したため第94期第１四半期連結会計期間より連結の範囲に含めたことから、重要な子会社に追加しております。
5. 日鋼MEC株式会社は、2020年４月１日付でいずれも当社の100％子会社である株式会社日鋼機械センター、日鋼検査サービス株式会社及び株式会社J-Winの３社を吸収合併し、商号を日本製鋼所M&E株式会社に変更しております。
6. 当社は、2020年４月１日付で株式会社名機製作所を吸収合併しております。

③　特定完全子会社の状況（2020年３月31日現在）

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

部門		主な事業
産業機械事業	樹脂製造・加工機械	樹脂製造・加工機械（造粒機、コンパウンド用押出機、フィルム・シート製造装置等）の製造・販売・保守サービス
	成形機	プラスチック射出成形機、中空成形機、マグネシウム合金射出成形機の製造・販売・保守サービス
	ＦＰＤ装置	電子部品・ディスプレイ製造関連機器（レーザーアニール装置等）の製造・販売・保守サービス
	その他	圧縮機、鉄道用連結器・緩衝器、防衛関連機器等の製造・販売・保守サービス
素形材・エネルギー事業	鋳鍛鋼製品	発電用部材、原子力関連部材・ロール材・金型材等の一般鋳鍛鋼製品、機能性材料等の鋳鍛鋼部材、石油精製用圧力容器・関連部材等の製造・販売
	クラッド鋼板・鋼管	クラッド鋼板、クラッド鋼管等の製造・販売
その他事業	その他	風力発電機器の保守サービス、新製品の研究開発・製造・販売、業務支援・管理サービス事業等

（注）1. 当社は、産業機械事業のうち圧縮機事業をBurckhardt Compression AG（スイス）の100%子会社であるブルックハルトジャパン株式会社に2020年４月17日付で譲渡いたしました。
2. 当社は、2020年４月１日付で素形材・エネルギー事業並びにその他事業に含まれる風力発電機器保守サービスの技術部門を、吸収分割により、日鋼MEC株式会社に承継しております。また、日鋼MEC株式会社は、同日付で株式会社日鋼機械センター、日鋼検査サービス株式会社及び株式会社J-Winの３社を吸収合併し、商号を日本製鋼所M&E株式会社に変更しております。

(9) 主要な営業所及び工場等（2020年３月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都品川区大崎一丁目11番１号
支店・営業所	名古屋支店（名古屋市中区）、関西支店（大阪市西区）、中国支店（広島市安芸区）、九州支店（福岡県春日市）、東北営業所（仙台市宮城野区）、関東営業所（さいたま市緑区）、名古屋営業所（名古屋市中区）、関西営業所（大阪府吹田市）、中国営業所（広島市安芸区）、九州営業所（福岡県春日市）、府中出張所（東京都府中市）、浜松出張所（浜松市中区）
研究開発拠点	室蘭研究所（北海道室蘭市）、広島製作所技術開発部（広島市安芸区）、横浜製作所技術開発部（横浜市金沢区）
工場	室蘭製作所（北海道室蘭市）、広島製作所（広島市安芸区）、横浜製作所（横浜市金沢区）

（注）1. 2020年３月31日付をもって室蘭研究所及び室蘭製作所を閉鎖し、2020年４月１日よりその業務は日本製鋼所M&E株式会社室蘭製作所に移管いたしました。
2. 2020年３月31日付をもって中国支店及び九州支店を閉鎖し、2020年４月１日よりその業務は本社及び関西支店に移管いたしました。

② 子会社

会社名	所在地
JSW ITサービス株式会社	神奈川県横浜市金沢区
JSWアフティ株式会社	東京都八王子市
ファインクリスタル株式会社	北海道室蘭市
株式会社日鋼機械センター	北海道室蘭市
日鋼MEC株式会社	北海道室蘭市
日鋼テクノ株式会社	広島県広島市安芸区
株式会社タハラ	千葉県印西市
日鋼YPK商事株式会社	東京都品川区
株式会社名機製作所	愛知県大府市
日鋼特機株式会社	東京都新宿区
株式会社ジーエムエンジニアリング	神奈川県横浜市港北区
室蘭銅合金株式会社	北海道室蘭市
Japan Steel Works America, Inc.	米国　ニュージャージー州
JSW Plastics Machinery (Shenzhen) Co., Ltd.	中国　広東省深圳市
JSW Machinery Trading (Shanghai) Co., Ltd.	中国　上海市
JSW Machinery (Ningbo) Co., Ltd.	中国　浙江省寧波市
SM PLATEK CO., LTD.	韓国　安山市
THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE.LTD.	シンガポール

(注) 1. 当社は、2020年４月１日付で素形材・エネルギー事業並びにその他事業に含まれる風力発電機器保守サービスの技術部門を吸収分割により、日鋼MEC株式会社に承継しております。また、日鋼MEC株式会社は、同日付で株式会社日鋼機械センター、日鋼検査サービス株式会社及び株式会社J-Winの３社を吸収合併し、商号を日本製鋼所M&E株式会社に変更しております。
2. 当社は、2020年４月１日付で株式会社名機製作所を吸収合併しております。

(10) 従業員の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,334名	160名増

（注） 従業員数は就業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,342名	120名増	39.1歳	14.4年

（注） 従業員数は就業員数であります。

(11) 主な借入先及び借入額（2020年３月31日現在）

借入先	借入金残高
シンジケートローン	30,000百万円
株式会社三井住友銀行	5,240
三井住友信託銀行株式会社	4,600
株式会社三菱UFJ銀行	1,719

（注）1. シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社をアレンジャー、株式会社みずほ銀行をコ・アレンジャーとする23社の協調融資によるものです。
2. 当社は、2020年３月31日に株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社をアレンジャーとするシンジケートローン契約を締結し、2020年４月７日に10,000百万円の借入を実行いたしました。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

（1）当社が発行する株式に関する事項

① **発行可能株式総数** 200,000,000株
② **発行済株式総数** 74,332,356株
③ **資　本　金** 19,737,441,002円
④ **株　主　数** 21,662名
（前期末比　73名増）

⑤ **大　株　主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,524,200	11.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,173,200	8.40
大樹生命保険株式会社	2,827,600	3.85
株式会社三井住友銀行	2,200,032	2.99
三井住友信託銀行株式会社	1,630,400	2.22
三井住友海上火災保険株式会社	1,564,800	2.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	1,220,600	1.66
ジェーピー　モルガン　チェース　バンク　385151	1,142,711	1.55
SSBTC　CLIENT　OMNIBUS　ACCOUNT	1,016,394	1.38
三菱重工業株式会社	1,006,200	1.37

（注）　持株比率は、発行済株式総数から自己株式（803,339株）を控除して計算しております。

(2) 当社が保有する株式に関する事項

① 政策保有株式の保有方針

良好で継続的な取引関係の維持・強化、業務提携、その他、投資先の健全な発展を通じて中長期的に当社の事業に寄与し、定期的な確認・見直しを通じて政策的に必要と判断した株式を保有します。

② 保有状況の定期的な確認・見直し

毎年、個別の政策保有株式の保有目的と現在の取引状況等を確認し、取締役会において当該株式の取得・保有意義や安全性、収益性、採算性、保有に伴うリスクなどを総合的に勘案し、保有の適否を検証します。

③ 議決権行使の方針

投資先企業の経営状況や当社との取引関係等を踏まえ、当該企業の中長期的な企業価値向上や社会的責任などの観点から議案毎に内容を確認し、議決権の行使を判断します。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2020年３月31日現在）

会社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況		氏　　名
代表取締役社長		宮　内　直　孝
代表取締役副社長	CFO、CISO、安全保障輸出管理管掌、経営企画室・鉄鋼事業部管掌、情報システム室・経理部・風力室担当	東　泉　　豊
取締役常務執行役員	技術・品質担当、新事業推進本部長	柴　田　　尚
取締役常務執行役員	FPD装置事業部・横浜製作所担当、機械事業部長	大　下　真　雄
取締役常務執行役員	成形機事業部長	松　尾　敏　夫
取締役常務執行役員	CSR・リスク管理担当、安全保障輸出管理担当、安全衛生管理・環境管理担当、総務部担当、人事教育部長、秘書室長	出　口　淳一郎
取締役執行役員	鉄鋼事業部長、室蘭製作所長	岩　本　隆　志
取　締　役		持　田　農夫男
取　締　役	西芝電機株式会社　社外取締役	出　川　定　男
常勤監査役		渡　邊　健　二
常勤監査役		西　山　　透
監　査　役	株式会社スリーエフ　社外取締役 日本紙パルプ商事株式会社　社外取締役	増　田　　格
監　査　役		谷　澤　文　彦

（注）1. 取締役　持田農夫男及び出川定男の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役　増田格及び谷澤文彦の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役　増田格及び谷澤文彦の両氏は、金融機関において長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役　持田農夫男氏及び出川定男氏並びに監査役　増田格氏及び谷澤文彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、取締役　持田農夫男氏及び出川定男氏並びに各監査役との間で、会社法第427条第１項並びに当社定款第28条及び第36条の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。

6. 当事業年度中の取締役・監査役の異動

(1) 当事業年度中における取締役及び監査役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況の異動は次のとおりです。

氏　　名	異　動　前	異　動　後	異動年月日
谷　澤　文　彦	監査役 ホウライ株式会社　代表取締役社長兼社長執行役員	監査役	2019年12月20日
出　川　定　男	取締役 西芝電機株式会社　社外取締役	取締役	2020年３月31日

(2) 当事業年度中に退任した監査役は次のとおりです。

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
田　中　義　友	2019年６月21日	辞任	常勤監査役
城　野　和　也	2019年６月21日	任期満了	監査役

(3) 監査役　西山透及び谷澤文彦の両氏は、2019年６月21日開催の第93回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。

7. 2020年４月１日現在の取締役及び執行役員（常務以上）は次のとおりです。

会社における地位及び担当		氏　　名
代表取締役社長		宮　内　直　孝
代表取締役副社長	安全保障輸出管理管掌、樹脂機械事業部・成形機事業部・産業機械事業部管掌、名機製作所担当	松　尾　敏　夫
取締役常務執行役員	技術・品質担当、新事業推進本部長	柴　田　　尚
取締役常務執行役員	横浜製作所担当、産業機械事業部長	大　下　真　雄
取締役常務執行役員	CISO、CSR・リスク管理担当、安全保障輸出管理担当、安全衛生管理・環境管理担当、情報システム室・人事教育部・総務部担当、秘書室長	出　口　淳一郎
取締役常務執行役員	日本製鋼所M&E株式会社代表取締役社長	岩　本　隆　志
取　締　役		東　泉　　豊
取　締　役		持　田　農夫男
取　締　役		出　川　定　男
常務執行役員	特機本部長	香　川　豊　彦

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役９名　　385,570千円（うち社外２名22,440千円）

監査役６名　　55,680千円（うち社外３名19,200千円）

（注）1. 上記の報酬には、2019年６月21日開催の第93回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役１名及び退任した監査役１名への支給分を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として、30,665千円が含まれております。

② 役員報酬等の額の決定に関する方針

ア．報酬決定の基本方針

株主総会で決議された額の範囲内において、夫々の役割と責務に応じた水準とし、その決定過程においては公正性と透明性を確保します。

イ．取締役の報酬

〇手続

報酬諮問委員会からの答申を受けて取締役会にて決定します。

〇報酬の内容

（ⅰ）業績・企業価値の向上および持続的な成長に向けた健全な動機付けとなるよう、年額報酬は、固定部分と変動部分で構成します。固定部分は役位、在任年数に応じ、変動部分は会社業績および個人別の業績成果に応じます。但し、社外取締役については、固定部分のみで構成します。

（ⅱ）年額報酬枠の範囲内で賞与を支給します。

（ⅲ）株価連動型報酬として、年額報酬および賞与のうち、取締役会において別途定める割合を役員持株会への拠出により、当社株式の取得に当てます。但し、社外取締役による役員持株会への拠出については任意とします。

（ⅳ）社外取締役を除く取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記（ⅰ）の年額報酬とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給します。

ウ．監査役の報酬

（ⅰ）年額報酬は固定部分のみで構成し、監査役の協議により決定します。

（ⅱ）役員持株会への拠出は任意とします。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役　持田農夫男

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会15回全てに出席し、長年にわたる国際的な製造業での豊富な経験から発言を行っております。

② 取締役　出川定男

ア. 重要な兼職先と当社との関係

西芝電機株式会社の社外取締役を兼任しておりましたが、2020年３月31日をもって退任しております。なお、同社と当社の間に特別な関係はありませんでした。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会15回全てに出席し、長年にわたる国際的な製造業での豊富な経験から発言を行っております。

③　監査役　増田　格

ア．重要な兼職先と当社との関係

　株式会社スリーエフの社外取締役及び日本紙パルプ商事株式会社の社外取締役を兼任しております。各社と当社の間に特別な関係はありません。

イ．主要取引先等特定関係事業者との関係

　該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

　取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のうち、在任期間において開催された取締役会15回及び監査役会13回の全てに出席し、長年にわたる金融機関での豊富な経験から発言を行っております。

④　監査役　谷澤文彦

ア．重要な兼職先と当社との関係

　ホウライ株式会社の代表取締役社長兼社長執行役員を兼任しておりましたが、2019年12月20日をもって退任しております。なお、同社と当社の間に特別な関係はありませんでした。

イ．主要取引先等特定関係事業者との関係

　該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

　取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のうち、在任期間において開催された取締役会11回及び監査役会10回の全てに出席し、長年にわたる金融機関での豊富な経験から発言を行っております。

（注）谷澤文彦氏の取締役会及び監査役会への出席状況における開催回数は、監査役に就任した時点からの回数であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務の報酬等の額	70,452千円
上記以外の業務に係る報酬等の額	― 千円
合計	70,452千円

② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額　81,452千円

（注）1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
当社の監査役会は、会計監査人の前事業年度の監査計画における監査時間とその実績を検証するとともに、当事業年度の監査計画における監査内容及び監査時間並びに経理部の意見を踏まえ、その報酬の額の適切性及び妥当性について検討した結果、報酬の額は妥当であるとの結論に至ったことから、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行いました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の公認会計士法第２条第１項の業務の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

3. 以下の重要な子会社は当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE.LTD.
JSW Plastics Machinery (Shenzhen) Co., Ltd.
JSW Machinery Trading (Shanghai) Co., Ltd.
JSW Machinery (Ningbo) Co., Ltd.
SM PLATEK CO., LTD.

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6.　会社の体制及び方針

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、「ビジョン（目指すべき企業像）と経営理念」を企業活動の拠り所とし、また、「日本製鋼所グループ企業行動基準」を企業活動における基本原則として定め、これらに沿った企業活動を通じ、企業価値の向上を図るとともに、安定的かつ持続的な企業基盤を整備・構築するため、法令に基づき、次のとおり業務の適正を確保するための体制に関する基本方針（内部統制の基本方針）を定めます。また、社会の変化に対応し、内部統制上の課題や対応を適宜見直すことで、より適正かつ効率的な体制を実現するものとします。

A．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、「コンプライアンス」を不正防止や法令及び社内規程遵守にとどまらず、広く社会的責任の遂行を含めて捉えるとともに、コンプライアンスに係る各種規程を整備します。

また、コンプライアンス活動の要諦は、取締役及び執行役員の率先垂範と誠実性、使用人の意識徹底・向上のための教育・啓蒙にあると考えて、これらを推進します。

② 当社は、会社業務の全般を対象に、法令及び社内規程等への適合性について、内部監査部門を設けて、定期的または随時監査を行うとともに、その結果について取締役社長ほか、適宜、取締役会、経営戦略会議または部門業績報告会議並びに監査役を含む関係者に報告します。

③ 当社は、使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合等の、通報者保護を基本とする報告・相談の制度・ルートについて社外を含め複数確保します。

④ 当社は、「反社会的勢力に対する組織的な危機管理の徹底」を企業行動基準に明示するとともに、不当な要求に対しては、法に則り、関係団体とも連携してこれを拒否します。

B．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 当社は、情報の保存及び管理に関し、取締役または執行役員を責任者として定めるとともに、文書管理や情報管理に関する各種規程に基づき、重要会議議事録、稟議記録等、取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要情報を文書または電磁的記録により保存・管理します。

また、取締役及び監査役は、これら情報について、随時、閲覧・謄写することができます。

② 当社は、財務情報のほか経営上の重要な情報について、適時・適正な情報開示を行います。

C．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、部門長たる取締役、執行役員及び使用人が、自部門における業務遂行上のリスクの把握・評価を行うとともに、各種規程または稟議制度により許可された権限の範囲内で、損失の危険（リスク）に対応します。

また、重要リスクについては、取締役会または経営戦略会議で対応を審議します。

② 当社は、リスク管理に関する規程を定めて、全社的なリスク管理体制を明確にするとともに、安全衛生、環境マネジメント、情報セキュリティ、安全保障輸出管理等の機能別リスクについては、当該担当部門が、それぞれ全社横断的な観点から各種委員会を組成または規程等を整備し、適切な運用を図ります。

また、リスク管理に関し、取締役または執行役員を責任者として定めるとともに、当該責任者がこれらリスク管理の状況等について、内部監査部門と相互連携してモニタリングを行い、適宜、取締役会または経営戦略会議に報告します。

③ 当社は、本社部門、事業部及び製作所単位でリスクマネージャーを定めて、適宜、日常リスクの洗い出しに努めるほか、重大事態発生時においては、危機管理対策本部を設置してその対応にあたるなど、平時及び非常時に対応します。

D．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、迅速な意思決定と機動的・効率的な業務執行を実現するため、取締役社長を最高経営責任者とするほか、主要な本社部門及び事業部では取締役が業務執行を統括するとともに、その指揮または監督の下で取締役会が選任した執行役員が、委嘱された担当業務を執行します。

また、取締役及び執行役員は、重要事項については、取締役会または経営戦略会議で、審議・決裁・報告を行います。

② 当社は、取締役会において、取締役、執行役員及び使用人が共有すべき中期経営計画や事業年度計画等の全社目標を設定するとともに、取締役及び執行役員は目標達成のための具体的施策を、社内規程等に従い使用人に分掌してこれを計画・実施します。

また、取締役及び執行役員は、結果に対する評価とレビュー・進捗状況を含む報告を、定期的または随時、取締役会、経営戦略会議または部門業績報告会議等で行います。

E．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、グループ子会社等が、当社の「ビジョンと経営理念」及び「日本製鋼所グループ企業行動基準」に従い全社的な内部統制の整備・構築を推進するとともに、グループ子会社等が自ら定める社内規則等に基づき、適切な職務の分掌と決裁権限の明確化により、効率的な業務執行をすること、また、それによる自律経営を支援します。

② 当社は、グループ子会社等の運営・管理に関する規程を定め、それらの管理責任・指導体制を明確にするとともに、グループ子会社等に係る重要事項の決定あるいは重要事実の報告、通報及び情報収集に係る体制を整備します。

③ 当社は、グループ子会社等に対し取締役または監査役を派遣するほか、グループ子会社等における法令・社内規則等の遵守状況について、関連会社主管部門及び内部監査部門が、定期的または随時、自律的監査を要請、あるいは直接に監査を実施するとともに、その改善に向け指導を行います。

④ 当社は、グループ子会社等がリスク管理に関する規程に基づき、自ら定める職務分掌に応じてリスクの把握、評価を行う体制を整備することを支援します。

F．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、使用人の中からこれを選任するとともに、選任、解任、人事上の評価、処遇の決定等にあたっては、監査役の意見または同意を得ることとし、取締役及び執行役員からの独立性を確保します。

② 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の指揮命令に従って業務を行うことができる体制を確保します。

G．当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社は、取締役会、経営戦略会議、部門業績報告会議、その他重要な審議・決裁・報告が行われる会議について、監査役が出席するとともに、監査役に対しその機会を保証します。

② 当社は、稟議制度に従い稟議記録を監査役に供覧するとともに、監査役は随時、当社及びグループ子会社等の取締役、執行役員及び使用人等から報告を求めることができます。また、当社及びグループ子会社等の取締役、執行役員及び使用人等から報告を受けた者が監査役に報告をすることができる体制を確保します。

③ 当社は、監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いをしないことを保証します。

H．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行において必要とする費用等を負担します。

I．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社は、取締役、執行役員及び使用人が、監査役監査の重要性・有用性を認識し、可能な限り他の業務に優先して監査に協力する環境を整備します。

また、監査役は、内部監査部門、本社部門等に対し、監査での連携・協力を求めることができます。

② 当社は、監査役が会計監査人及び内部監査部門と相互に緊密な連携を図ることができる環境を整備します。

③ 当社は、監査役が自らの判断によって顧問弁護士やその他社外の専門家を利用できる環境を整備します。

J．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価するとともに、その結果につき取締役会または経営戦略会議で審議・報告します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、「取締役会規則」及び「稟申規程」において、取締役会で決議すべき事項を規定しています。また、規程の制定及び改正等は、原則として経営戦略会議の決議事項としており、これに従って規程の改正を行ったほか、「日本製鋼所グループ企業行動基準」をはじめ、「内部統制の基本方針」及び各種規程を社内イントラネットに掲載し、取締役、執行役員及び使用人に周知しています。

このほか、当社の取締役、執行役員及び監査役を対象にコンプライアンスに関するセミナーを実施しました。

また、グループ子会社の社長に対して、ガバナンス・コンプライアンス及び財務・会計知識に関するセミナーを実施したほか、当社の使用人、グループ子会社の取締役、執行役員及び使用人に対して、コンプライアンス及びリスク管理に関するｅラーニングを実施しました。

② 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づいて、業務執行部門及びグループ子会社に対して内部監査を実施し、その結果を代表取締役、リスク管理担当役員及び監査役他に報告しました。

③ 当社は、「内部通報規程」を定めて、当社をはじめグループ子会社の取締役、執行役員及び使用人が報告・相談することができる制度・ルートを整備しています。また、当該制度・ルートについて記載した「コンプライアンス・ラインマニュアル」を改定し、当社及びグループ子会社の役員及び使用人に配布し周知を図っています。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめ、重要会議の議事録、稟議書並びに取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要文書については、いずれも関係法令及び関連する社内規程等に基づいて、適切に保存及び管理しています。

C．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、業務執行上の意思決定に伴い、これに内在するリスクについては、各業務執行部門にて想定されるリスクを分析し対応するほか、重要なリスクについては経営戦略会議又は取締役会等にて審議しています。

② 当社は、「JSWグループ・リスク管理規程」を定め、リスク管理に関する全社的な管理体制を明確にしているほか、業務執行上の機能別のリスクについては、各業務執行部門が規程に基づき委員会活動等により、リスクの識別・分析・評価等を行っています。また、内部監査部門が事務局となり、当社の業務執行部門及びグループ子会社が直面しているリスクについて網羅的な報告を求め、これを四半期毎に経営戦略会議に報告しています。

D．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、2019年２月19日開催の取締役会において、2019年４月１日付の取締役の委嘱業務の変更を行いました。

② 取締役及び執行役員は、中期経営計画「JGP2020」における目標を達成するにあたり、具体的な施策を使用人に分掌して実施しています。また、取締役及び執行役員は、当該計画の実行結果に対する評価、その進捗状況等について、取締役会、経営戦略会議または部門業績報告会議等において報告しています。

E．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、「ビジョンと経営理念」及び「日本製鋼所グループ企業行動基準」を定め、社内イントラネット等を通じて、当社はもとよりグループ子会社に対しても周知しており、これらに従ってグループ子会社における全社的内部統制の構築を推進しています。

② 当社は、「関連会社管理規程」において、グループ子会社の主管部門は当該子会社の内部統制・ガバナンスに責任を負っていることを明確にしております。また、グループ子会社は、同管理規程に則り主管部門と情報を共有する体制を構築しており、重要な決議事項のほか、重要事実の発生の都度、主管部門に対してこれを報告しています。

③ 当社は、当社の執行役員、監査役または使用人をグループ子会社の取締役または監査役として派遣し、当該グループ子会社のガバナンスの強化と監視を行っております。また、グループ子会社の主管部門及び内部監査部門は、グループ子会社に対して、法令及び社内規則の遵守状況並びにリスク管理の状況に関する監査を実施しました。

F．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、使用人の中からこれを選任することとしています。また、内部監査部門に所属する従業員２名が監査役の職務の一部を補助しており、当該職務を行う際は、取締役及び執行役員からの独立性を確保し、監査役の指揮命令に従って業務を執行することができる体制を確保しています。

G．当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査役は、その全員が取締役会及び部門業績報告会議に出席するほか、輪番で経営戦略会議等の重要会議に出席することにより、取締役、執行役員及び使用人から都度、必要な報告を得ています。

② 監査役は、稟議制度に従い稟議記録を閲覧し、稟議決議事項及び同報告事項に関して十分に情報を得る機会が保障されています。また、監査役は、グループ子会社の監査役監査の際に、グループ子会社の取締役、執行役員及び使用人等から、法令及び社内規則の遵守状況、リスク管理の状況並びに業績動向等に関して、必要な情報の報告を受けています。

H．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行において必要とする費用等を負担しています。

I．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役、執行役員及び使用人は、監査役による業務執行部門及びグループ子会社に対する監査役監査の重要性及び有用性を認識しており、監査役監査に優先的に対応しています。また、同監査において、原則として内部監査部門が同席しています。

② 内部監査部門は、監査役に対して、内部監査の結果の報告を適宜行いました。また、会計監査人は、監査役に対して、四半期毎にレビュー報告を行いました。

J．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、取締役会及び経営戦略会議において、当社及びグループ子会社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価活動に関する実施計画の審議を受けるとともに、その有効性の評価結果を報告しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

A．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させる者であるか否かの判断は、最終的には当社株主の総体意思に基づき行われるべきものであると考えます。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われます。したがいまして、当社株主の皆様に買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株式の大量取得や買収の提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

また、買収提案の中には、その目的等から見て当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや当社株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要するもの等もあります。当社は、このような買収提案を行う者についても、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

B．基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 中期経営計画の推進

当社は、お客様をはじめとする様々なステークホルダーとの密接な信頼関係を基礎として、蓄積した多様な技術を組み合わせ、既存事業、新規事業の両分野にまたがる事業領域を拡大させる「技術経営」を一層推進していくことが、当社の企業価値を高めていく方策であると考えております。

このような考え方に立ち、企業価値の向上をより具体的に実践していくため、当社は中期経営計画を策定し、その実現に取り組んでおります。

② コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役の任期を１年とし取締役の経営責任を明確化するとともに、執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能・監督機能と執行役員による業務執行機能を区分することで、経営の意思決定の迅速化、監督機能強化及び業務執行機能の向上を図っております。

加えて、独立社外取締役を２名選任することにより、取締役会の意思決定機能・監督機能の強化を図っております。

さらに、取締役及び執行役員の指名・報酬の決定過程における公正性と透明性を確保するため、複数の独立社外役員を含む５名で構成される指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、取締役会はこれらの委員会の答申を踏まえて取締役及び執行役員の指名・報酬の決定をすることとしております。

社外役員の独立性については、東京証券取引所が定める独立性の基準と当社が独自に定めた「株式会社日本製鋼所　社外役員の独立性に関する基準」に従って判断しており、いずれの社外役員も独立性を有していることから、社外役員全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

また、取締役会は、毎年、取締役会の実効性について取締役及び監査役に対しアンケートを実施し、その結果を分析・評価することで、さらなる実効性向上に取り組んでおります。

なお、当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び取組み姿勢を明らかにするため、「株式会社日本製鋼所　コーポレートガバナンス・ポリシー」を制定しております。

(https://www.jsw.co.jp/csr/csr_report/governance.html)

C．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2017年５月15日開催の当社取締役会において、当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を更新することを決議し、同年６月27日開催の当社第91回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株券等に対する買付けもしくはこれに類似する行為又はその提案（以下、「買付等」といいます。）が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するためにあるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、又は場合により株主の皆様のために買付者又は買付提案者（以下、「買付者等」といいます。）と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、買付者等に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50％まで希釈化される可能性があります。

なお、本プランの詳細内容につきましては、当社ホームページ（https://www.jsw.co.jp/）ニュースに掲載の2017年５月15日付「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

D．具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画やコーポレート・ガバナンス強化のための施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための具体的な方策として策定されたものです。したがって、当社の基本方針に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。また、当社第91回定時株主総会において株主の皆様の承認を得ていること、本新株予約権の無償割当て実施の是非についても株主意思を重視する仕組みになっていること、独立性の高い社外の有識者から成る独立委員会が設置され、本新株予約権の無償割当ての実施には必ず独立委員会の判断を経ることになっていること、合理的な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当は実施されないこと等により、その公正性・客観性が担保されており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

（注）本プランの非更新について

本プランの有効期間は、2020年６月開催予定の第94回定時株主総会の終結の時までとしております。当社では、本プランの有効期間満了に先立ち、買収防衛策を巡る近時の動向や機関投資家をはじめとする国内外の株主の皆様との対話を踏まえ、かねてよりその取扱いについて議論・検討を重ねてまいりました。その結果、昨今のコーポレートガバナンス強化の潮流やこれに向けた当社の取組み状況並びに当社を取り巻く経営環境の変化などを総合的に勘案し、2020年５月25日開催の取締役会において、本プランを更新しないことを決定いたしました。

当社は、従来より積極的に取り組んでまいりましたコーポレートガバナンス強化に一層努めるとともに、今後も持続的な成長と中長期的な企業価値向上に引き続き取り組んでまいります。また、本プランの有効期間満了後も、当社株券等の大量買付行為等を行おうとする者に対しては、株主の皆様が大量買付行為の是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するために必要な時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

(4) 役員指名及び解任の基本方針・手続

A. 指名及び解任の基本方針

取締役、監査役の候補者選定及び役員の解任においては、選定・解任基準等を踏まえて判断し、決定過程においては公正性と透明性を確保します。

なお、取締役及び監査役の候補者選任については、その選任理由を開示します。

また、役員の解任については、その解任理由を開示します。

B. 選定基準

① 取締役候補者

当社の「ビジョン（目指すべき企業像）と経営理念」及び「日本製鋼所グループ　企業行動基準」に基づき、当社の業績、企業価値の向上及び持続的な成長に貢献するための能力、見識、経験及び高い倫理観を有している者。

② 監査役候補者

取締役の職務執行の監査を的確かつ公正に遂行するための能力、見識、経験及び高い倫理観を有している者。

監査役のうち１名は、財務・会計に関する十分な知見を有している者を選任します。

C. 選定手続

取締役候補者の選定については、指名諮問委員会からの答申を受けて取締役会にて決定します。

監査役候補者の選定については、指名諮問委員会からの答申を受け、監査役会の同意を得て、取締役会にて決定します。

D. 解任基準

役員が法令、定款等に違反し、当社の企業価値を毀損した場合並びに健康上の理由から職務執行が困難となった場合、若しくは選定基準に定める資質が認められなくなった場合には、指名諮問委員会における解任審議の対象とします。

E. 解任手続

取締役、監査役の解任については、指名諮問委員会からの答申を受けて解任議案の上程を取締役会にて決定し、株主総会において決議します。

F．社外役員の独立性

社外役員においては、別に定め開示する当社の独立性基準を満たす者とします。

(5) 社長選任及び解任の手続

A．社長の後継者計画の策定・運用

社長の後継者計画の策定・運用については、指名諮問委員会にて、経営理念や経営戦略を踏まえて、経験、能力、人格等の資質を勘案し、適切に協議を行い、必要の都度、取締役会に報告します。

B．選任基準・手続

社長の選任については、後継者計画を踏まえ、指名諮問委員会からの答申を受けて取締役会にて決定します。

C．解任基準・手続

社長の解任については、社長としての責務を果たすことが困難となった場合に、取締役会にて決定します。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科　目	第94期 (2020年３月31日現在)
(資産の部)	
流動資産	**210,515**
現金及び預金	75,525
受取手形及び売掛金	51,297
商品及び製品	3,792
仕掛品	62,927
原材料及び貯蔵品	5,643
前渡金	4,493
前払費用	352
未収入金	679
未収法人税等	1,343
未収消費税等	3,578
その他の流動資産	1,037
貸倒引当金	△156
固定資産	**86,657**
有形固定資産	**39,146**
建物及び構築物	18,909
機械装置及び運搬具	7,556
工具･器具･備品	1,531
土地	7,984
リース資産	766
建設仮勘定	2,397
無形固定資産	**2,968**
のれん	782
リース資産	180
その他の無形固定資産	2,005
投資その他の資産	**44,542**
投資有価証券	21,295
長期貸付金	323
長期前払費用	144
更生債権等	304
退職給付に係る資産	1,588
繰延税金資産	18,290
その他の投資	3,034
貸倒引当金	△438
資産合計	**297,173**

科　目	第94期 (2020年３月31日現在)
(負債の部)	
流動負債	**105,475**
支払手形及び買掛金	48,409
短期借入金	10,048
一年内返済予定の長期借入金	5,155
リース債務	434
未払金	1,268
未払法人税等	1,143
未払消費税等	731
未払費用	9,878
前受金	19,012
役員賞与引当金	77
完成工事補償引当金	193
工事損失引当金	557
風力事業損失引当金	1,421
事業再構築引当金	5,596
その他の流動負債	1,545
固定負債	**59,205**
長期借入金	35,691
リース債務	734
繰延税金負債	371
役員退職慰労引当金	57
退職給付に係る負債	11,172
長期預り保証金	9,255
資産除去債務	1,329
その他の固定負債	593
負債合計	**164,680**
(純資産の部)	
株主資本	**131,262**
資本金	**19,737**
資本剰余金	**5,383**
利益剰余金	**108,454**
自己株式	**△2,312**
その他の包括利益累計額	**△458**
その他有価証券評価差額金	**1,017**
繰延ヘッジ損益	**△69**
為替換算調整勘定	**△356**
退職給付に係る調整累計額	**△1,049**
非支配株主持分	**1,688**
純資産合計	**132,492**
負債及び純資産合計	**297,173**

連結損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	第94期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）	
売上高		**217,527**
売上原価		**167,251**
売上総利益		**50,275**
販売費及び一般管理費		**31,566**
営業利益		**18,709**
営業外収益		
受取利息	71	
受取配当金	775	
保険精算益	409	
固定資産賃貸料	757	
雑収益	552	2,565
営業外費用		
支払利息	249	
為替差損	173	
遅延違約金	178	
控除対象外消費税	230	
持分法による投資損失	3	
雑損失	532	1,367
経常利益		**19,907**
特別利益		
固定資産売却益	1,296	
投資有価証券売却益	379	
負ののれん発生益	361	2,036
特別損失		
固定資産除却損	483	
事業再構築引当金繰入額	2,244	
段階取得に係る差損	95	
投資有価証券売却損	1,369	
投資有価証券評価損	3,589	
その他	5	7,789
税金等調整前当期純利益		**14,154**
法人税、住民税及び事業税	**2,646**	
法人税等調整額	**1,974**	**4,620**
当期純利益		**9,534**
非支配株主に帰属する当期純利益		**223**
親会社株主に帰属する当期純利益		**9,310**

貸借対照表

(単位：百万円)

科　目	第94期 (2020年３月31日現在)
(資産の部)	
流動資産	**166,778**
現金及び預金	52,831
受取手形	3,057
売掛金	38,599
商品及び製品	13
仕掛品	54,385
原材料・貯蔵品	4,349
前渡金	4,965
前払費用	226
貸付金	990
未収法人税等	1,161
未収入金	1,905
未収消費税等	3,244
その他の流動資産	1,072
貸倒引当金	△25
固定資産	**86,519**
有形固定資産	**32,163**
建物	15,347
構築物	1,253
機械装置	6,504
車両運搬具	10
工具･器具･備品	1,222
土地	5,573
リース資産	292
建設仮勘定	1,957
無形固定資産	**1,624**
諸利用権	77
ソフトウェア	1,320
ソフトウェア仮勘定	60
リース資産	165
投資その他の資産	**52,732**
投資有価証券	20,493
関係会社株式	9,528
出資金	265
関係会社出資金	964
長期貸付金	2,023
繰延税金資産	16,245
長期前払費用	118
更生債権等	151
前払年金費用	2,174
その他の投資	1,020
貸倒引当金	△253
資産合計	**253,298**

科　目	第94期 (2020年３月31日現在)
(負債の部)	
流動負債	**93,459**
支払手形	23,062
買掛金	19,042
短期借入金	8,830
一年内返済予定の長期借入金	5,040
リース債務	211
未払金	1,907
未払費用	6,735
前受金	17,389
役員賞与引当金	48
完成工事補償引当金	109
工事損失引当金	494
風力事業損失引当金	1,421
事業再構築引当金	5,596
設備関係支払手形	956
その他の流動負債	2,614
固定負債	**53,406**
長期借入金	34,368
長期預り保証金	9,315
リース債務	341
退職給付引当金	6,430
関係会社事業損失引当金	1,231
資産除去債務	1,308
その他の固定負債	409
負債合計	**146,866**
(純資産の部)	
株主資本	**105,491**
資本金	**19,737**
資本剰余金	**5,464**
資本準備金	5,464
利益剰余金	**82,603**
利益準備金	3,236
その他利益剰余金	79,366
固定資産圧縮積立金	3,455
別途積立金	60,000
繰越利益剰余金	15,910
自己株式	**△2,312**
評価・換算差額等	**940**
その他有価証券評価差額金	**1,008**
繰延ヘッジ損益	**△68**
純資産合計	**106,432**
負債及び純資産合計	**253,298**

損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	第94期 （2019年４月１日から2020年３月31日まで）	
売上高		**162,073**
売上原価		**131,059**
売上総利益		**31,014**
販売費及び一般管理費		**20,285**
営業利益		**10,728**
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	2,922	
固定資産賃貸益	1,987	
雑収益	1,111	6,041
営業外費用		
支払利息	236	
手形･債権売却損	13	
為替差損	135	
遅延違約金	178	
控除対象外消費税	230	
雑損失	272	1,066
経常利益		**15,703**
特別利益		
固定資産売却益	53	
投資有価証券売却益	379	
抱合わせ株式消滅差益	615	1,048
特別損失		
固定資産除却損	426	
事業再構築引当金繰入額	2,244	
関係会社事業損失引当金繰入額	737	
投資有価証券売却損	1,370	
投資有価証券評価損	3,589	8,368
税引前当期純利益		**8,382**
法人税、住民税及び事業税	**572**	
法人税等調整額	**1,215**	**1,787**
当期純利益		**6,594**

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月29日

株式会社　日 本 製 鋼 所
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野　水　善　之　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林　　一　樹　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新　井　慎　吾　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社日本製鋼所の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月29日

株式会社　日 本 製 鋼 所
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野　水　善　之　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林　　一　樹　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新　井　慎　吾　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社日本製鋼所の2019年４月１日から2020年３月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年６月１日

株式会社日本製鋼所監査役会

常勤監査役　渡邊　健二　㊞

常勤監査役　西山　透　㊞

社外監査役　増田　格　㊞

社外監査役　谷澤　文彦　㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

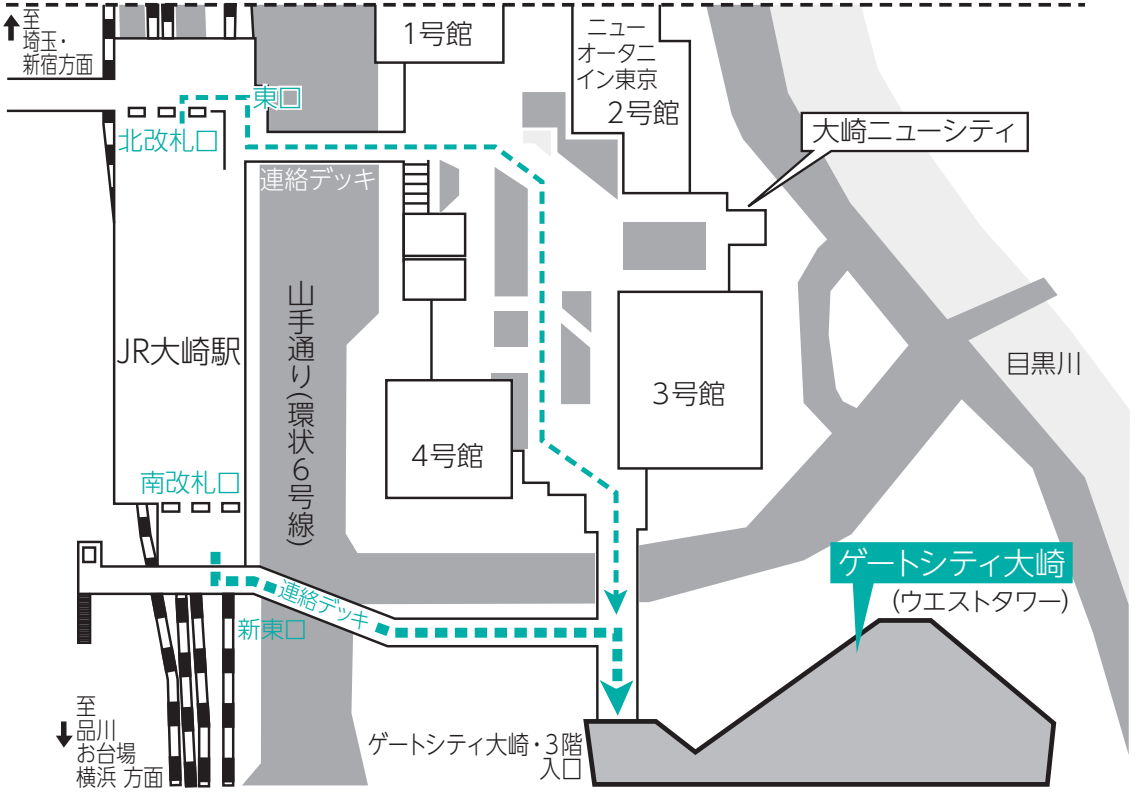
株主総会会場 ご 案 内 図

会 場

東京都品川区大崎一丁目 11 番 1 号
ゲートシティ大崎　ウエストタワー
地下 1 階　ゲートシティホール

ゲートシティホール順路案内

JR大崎駅南改札口～ゲートシティ大崎・ウエストタワー3階入口まで



◎JR 大崎駅南改札口を出て連絡デッキを左手に進み、ゲートシティ大崎・ウエストタワー 3 階入口よりお入りください。インフォメーション裏のエスカレータで地下 1 階までお越しください。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。